

改訂版

高崎市中高層建物直結給水及び増圧給水設計施工基準

令和3年4月1日改定

高崎市水道局

高崎市中高層建物直結給水及び増圧式設計施工基準

(目的)

第1条 この基準は高崎市の給水区域において、配水支管の圧力を利用して中高層の建物（以下「中高層」という。）の給水装置に直結給水及び増圧して建物へ給水するための給水装置の設計及び施工に関し必要の事項を定め、貯水槽設置スペースの有効利用と衛生上の諸問題の解消と安全で安定した給水サービスを図ることを目的とする。

(適用)

第2条 中高層建物に直結給水及び直結増圧給水する場合は、次に掲げる基準のいずれかをも満たすか、水理計算により高崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）が給水可能と認めた場合とする。

1 直結直圧式給水の対象建物

- (1) 4階建までとする。
- (2) 一戸建て専用住宅
- (3) 一戸建て店舗等併用住宅
- (4) 共同住宅（原則として1日最大使用水量が12立方メートル以下で24戸以内）
- (5) 事務所・倉庫等（瞬間最大使用水量により、最小動水圧を基準に給水管を算定。

ただし、給水管の口径は、25ミリ～75ミリを限度とする。

2 直結増圧式給水の対象建物

直結増圧式は、配水支管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水支管の圧力に影響を与えずに、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

- (1) 増圧ポンプの性能内で給水できる建物を原則とし、10階建程度（共同住宅・事務所等）の建物を対象とする。

ただし、共同住宅（マンション等）については、50戸（2LDK以上）程度までが望ましいが、必要な水量、水圧が確保できる場合は最大100戸程度までは認めることとする。

- (2) 給水管の口径は、25ミリ～75ミリ限度とする。

(3) 対象外の建物、施設

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等の施設は対象外とする。

また、病院、大型商業施設、工場等、断減水があっても給水が確保できなければならない施設、または多量の水を使用する等の需要特性を持つ用途の建物及び断水した場合に、業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設は受水槽方式が適当であると扱う。

ただし、断減水があっても給水が確保できなければならない等の需要特性を持つ用途の建物のうち、断減水時の対応が建物管理者の責任において対処でき、かつ計画給水量が直結給水でも確保できる建物等については認めることができる。

3 配水支管及び中高層建物の敷地内の給水管の最小動水圧

	最小動水圧 (年間)	
	配水支管	給水管
3階建物	0.20 Mpa 以上	0.20 Mpa 以上
4階建物	0.25 Mpa 以上	0.25 Mpa 以上
増圧建物	0.25 Mpa 以上	0.25 Mpa 以上

4 中高層建物の最上階の給水装置の高さの限度

3階建物	建物敷地地盤から 8.5メートル以内
4階建物	建物敷地地盤から 11.0メートル以内
増圧建物	10階建程度

5 直結直圧式給水及び直結増圧給水の給水管取り出し口径

給水管取り出し口径は、原則、分岐対象配水支管口径の2口径下とする。ただし、分岐対象配水支管が管網を形成している場合は、1口径下を認める。

6 分岐対象配水支管

分岐対象配水支管の口径は、75ミリ以上350ミリ以下の配水支管とする。ただし、口径75ミリの場合は、管網を形成していなければならない。

7 改造及び特例の場合

受水槽方式の建物を直結直圧式又は増圧方式に改造する場合は本基準を適用する。また、6階建て以下の増圧給水設備の設置を省略した場合も適用する

8 共用栓の設置

増圧給水設備の故障、停電等に備えて、増圧給水設備の上流側に直圧式による共用栓(散水栓、管理人室等)を設置すること。

第3条 水道メーター

1 3・4階直結直圧給水の場合

各戸別に給水装置を設置し、各戸の水道使用者が異なる場合は各戸ごとにメーターを1階地上に設置する。

メーター口径は下表とする。

水栓数による給水管及び量水器口径決定表 (直結給水)

水栓数 (個)	同時使用率を考慮した水栓数(個)	給水管及び量水器口径 (mm)	
1	1	(2F)	(3F.4F)
2~4	2	13	
5~10	3	20	25
11~15	4		

集合住宅の3階及び4階については下表

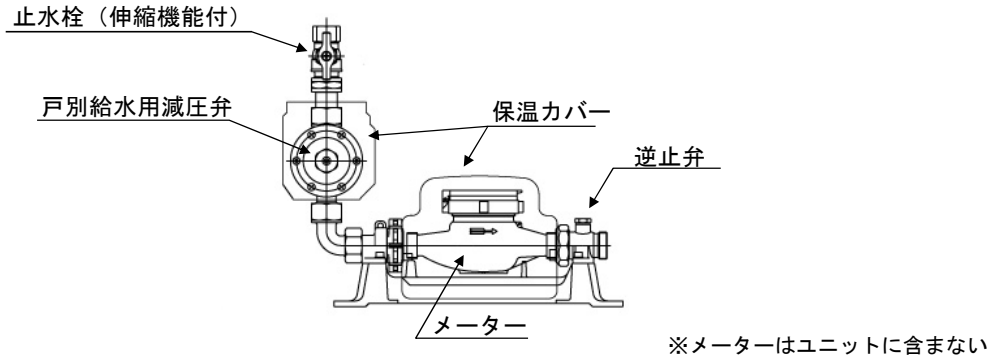
1~5	2	20
6~10	3	25

2 直結増圧給水の場合

- (1) 管理者貸与のメーター（以下「局メーター」という。）は20ミリ以上とする。
- (2) 共同住宅の水道メーターは、各戸に局メーターを設置（パイプシャフト用メーターユニットを使用）するものとし、口径20ミリ以上とする。

参 考 図

共同住宅パイプシャフト用メーター



(3) メーターバイパスユニットについて

各戸に局メーターを設置せず、管理者貸与の親メーター（以下「局親メーター」という）を設置する場合には、局親メーター交換時等に、断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニット（適用口径 25 mm～75 mm）を設置する。

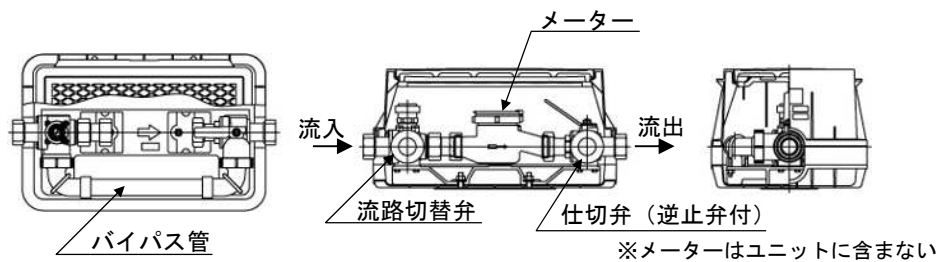
ただし、高架水槽を設置する場合または残置する場合及びメーター口径 25 mm以下は任意設置とする。メーターバイパスユニットとは、メーター交換時にはバイパス側を通水させ、断水を回避できるものである。

なお、メーターバイパスユニットを設置しない場合は、局親メーター交換時等に「断水」となることを周知・徹底する。

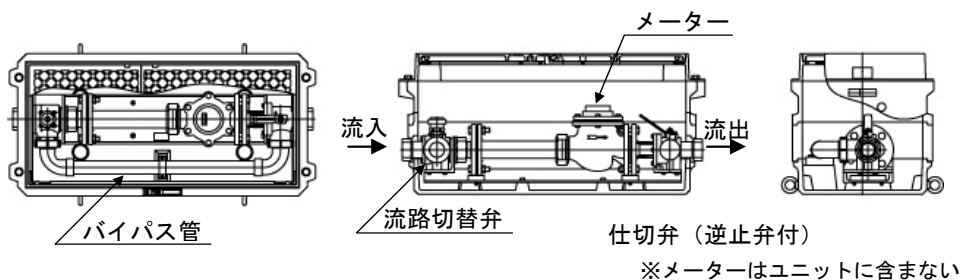
メーターバイパスユニットの使用には、あらかじめ管理者と協議し承認を得ること。

参 考 図

メーターバイパスユニット（φ25 mm～φ40 mm、上水ネジ仕様）



メーターバイパスユニット（φ50 mm、フランジ仕様、標準補足管対応）



(4) 共同住宅の各戸に局メータを設置する場合の加入金及び検針

新設、改造問わずメータの口径に応じた加入金額を全戸数分に相当した額を納めなければならない。

また、検針は集中検針方式によるものではなく、各戸検針とする。

ただし、親メータによる一括検針又は隔測メータ（各戸私設メータ）による集中検針方式の検針を希望する場合は、戸別に局メータの設置は行なわない。

その場合の加入金は、親メータの口径に応じた額を納めることとし、集中検針方式を希望する場合は、「各戸検針に関する事務取扱基準」によること。

第4条 直結増圧給水設備

1 設置場所

原則として1階部分に設置し保守・点検ができる場所で配水支管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、当該装置の機能を有効に活用できる、適切な場所を選定すること。

2 増圧装置の仕様

(1) 使用圧力0.75Mpa以下の水道に使用、吐出圧0.75Mpa以下の直結加圧形ポンプユニットとする。

（(社)日本水道協会JWWAの認証品または同等以上の性能を有するもの）

(2) 吸入圧力は停止時の圧力0.07Mpa、復帰時の圧力0.10Mpa設定する。

(3) 直結増圧装置及び各戸ごとに適切な逆流防止装置を設置する

(4) 増圧装置の1次側に減圧式逆流防止装置を設置すること。

(5) 減圧式逆流防止装置の1次側にストレーナーを設置すること。

(6) 吸排気弁は建物配管の最上部に設置すること。

(7) 施設の維持管理

直結増圧給水装置、逆流防止装置等は、保守管理に適した場所に設置し、設置者は機能を適正に保つため、年1回以上の専門業者による保守点検を実施すること。

（既存建物の改造工事）

第5条 既設建物の改造工事

既存建物は施設の劣化に伴い漏水や赤水発生等があるため事前に調査を行なうこと。また、高置水槽の使用は原則認めない。

ただし、特例措置が適用される場合はこの限りでない。

（特例措置）

第6条 既存建物で、3・4階までの受水槽方式による給水方式から直結直圧方式への給水方式への改造工事、5階以上の直結増圧方式への新設工事及び受水槽方式の給水方式から直結増圧方式への給水に改造工事をする場合、以下の条件に摘要する場合には特例として認めることとする。

1 受水槽方式の3・4階までの建物を直結給水方式に改造工事する場合

(1) 各戸局メータの設置位置

メータは原則地上部に設置する。しかし、建物の構造から1階地上にメータを設

置ることが困難な場合に限り、メーターの設置場所（各部屋外側）、メーターユニットの構造、検針に支障をきたさないこと等、給水に支障をきたさないことが認められる場合は、各戸単位ごとに部屋の外側に局メーターの設置を認めることとする。また、局親メーターは撤去する。

(2) 給水装置工事申込み時において、給水に支障が生じたときは申込者の責任で対処する旨の誓約書（様式第4号）を提出すること。また、管理者にその責めをおわないこと。

(3) 使用者、所有者の同意、承諾

給水水圧が十分に確保されていること、水の出不足等給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしないこと。

また、給水装置工事申込み時において所定の誓約書（様式第4号）を提出すること。

(4) 加入金の納付

メーターの口径に応じた加入金の額を全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、局親メーターの口径に応じた加入金の額を超える場合には差額とする。

(5) 届出

貯水槽（受水槽、高置水槽）撤去届（給水装置設計施工指針の様式第1号）を給水装置工事申込時に提出するとともに、保健所へも所定の手続き届出をすること。

2 増圧給水設備設置の省略

6階建て以下の建物を直結直圧式で新設、改造する場合、以下の要件に適用する場合に限り、増圧給水設備設置の設置を省略することができる。

(1) 申込者が増圧給水設備設置の省略を希望し、給水装置工事の申込みをすること。

(2) 配水支管の給水水圧が十分にあること。

(3) 申込者は配水支管の水圧が低下した場合でも、増圧給水設備が設置されていないことによる水の出不足など、給水に支障が生じた場合にあっては、異議や苦情の申し立てをしないこと。

また、給水装置工事申込み時において所定の誓約書（様式第5号）を提出し、申込者の責任で対処すること。

(4) 申込者は、増圧給水設備が設置できる場所を確保すること。

(5) 増圧給水設備の設置を省略した場合の給水方式は、直結直圧式とすること。

(6) 下表の給水水圧に対する給水可能階を最大階とし、個々の給水量、配管状況による水理計算を行い階数の決定をすること。

(7) 加入金の納付

メーターの口径に応じた加入金の額を全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、局親メーターの口径に応じた加入金の額を超える場合には差額とする。

給水水圧 (単位：MPa)	給水可能階 (最大)	量水器口径 (mm)
0.35	5階建建物	25
0.40	6階建建物	25

3 既設建物における高置水槽への直結給水を認める場合

既設建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を經由せずに高置水槽まで直結給

水をする場合は以下の要件により承認する。

なお、この適用は、高置水槽を使用している既存建物を対象としており、建物の新設及び高置水槽を新設する場合は対象外である。

(1) 対象となる建物

高置水槽を使用している既設建物で、管理者が認めると判断したもの。

(2) 適用条件等

ア. 水理計算により、直結増圧式給水（増圧給水設備設置を省略する場合を含む）で高置水槽への給水に支障がないことを確認すること

イ. 給水設備の配管を給水装置に切替える場合は、施工基準に規定する材料、構造とすること。

ウ. 高置水槽への揚水管の口径を、増圧給水設備の口径より増径する場合は、1口径程度までとすること

エ. 高置水槽の水位管理に使用する定水位弁等の口径は、原則として増圧給水設備の口径と同口径とすることとし、設置場所は定期点検等の維持管理が容易に行える場所とすること。

また、高置水槽内への吐水及び止水が頻繁に行われることから、ウォーターハンマー等が発生しないように留意すること。

オ. 揚水管の上流側には適切な逆流防止措置を設けること。

カ. 直結増圧給水及び増圧給水設備設置の省略をする場合、原則として直結増圧式給水設備（設置予定場所）より上流から分岐し、非常対応用の直圧式の共用水栓（局メーターの設置有）を設けること。（散水栓などの共用栓でも可）

キ. 給水装置工事申込み時において、給水に支障が生じたときは申込者の責任で対処する旨の誓約書（様式第6号）を提出すること

ク. その他、直結増圧式及び増圧給水設備設置の省略規定を準用すること

ケ. 貯水槽（受水槽、高置水槽）撤去届（給水装置設計施工指針の様式第1号）を給水装置工事申込時に提出するとともに、保健所へも所定の手続き届出をすること。

4 加入金の納付

各戸に局メーターを設置する場合には、メーターの口径に応じた加入金の額を全戸数分に相当した額を納めなければならない。ただし、局親メーターの口径に応じた加入金の額を超える場合には差額とする。

5 高置水槽を残した場合の給水方式

給水方式は受水槽方式とし、水道局との給水管理境は局親メーターまでとする。

また、貯水槽以下の給水設備及び水質管理等において水道法等、法令で定められている管理責務を果たすこと。

なお、検針及び料金徴収は、局親メーターによるものを原則とするが、集中検針方式による隔測メーターによる戸別検針を希望する場合は「共同住宅等の戸別検針及び料金徴収に関する契約」を適用するものとする。

(事前協議)

第7条 工事申込者は設計に着手する前に高崎市水道局指定の給水工事事業者（事項にお

いて「指定工事業者」という。)を通じ、事前協議書(様式第1号または様式第2号)で管理者と協議しなければならない。

依頼を受けた指定工事業者は、施工場所の配水支管の状況、口径及び地盤高等の給水環境を調査し、使用目的、水量、給水栓数及び最高位等の給水内容を把握する。また、既存管を使用する場合は、構造及び材質に適合していることを確認し、水質検査及び耐圧試験を行い協議するものとする。

事前協議書(様式第1号または様式第2号)には、次の図書を添付すること。

- 1 案内図
- 2 給水計画平面図
- 3 給水配管図等
- 4 その他

(施工基準)

第8条 中層建物直結給水及び中高層直結増圧給水の設計施工は、この基準に定めるもののほか、高崎市給水条例(昭和36年高崎市条例第34号)、高崎市給水条例施行規程(高崎市水道局企業管理規程第3号)、給水装置設計施工指針(昭和59年上下水道事業管理者決裁)によるものとする。

(添付書類)

第9条 給水装置工事申込書のほかに次の書類を添付すること。

- 1 直結増圧給水設備に関する誓約書(様式第7号)
- 2 直結増圧給水設備設置計画書(様式第3号)
- 3 増圧給水設備の仕様書

(水道使用者等の管理上の責任)

第10条 水道使用者及び管理者(所有者)(以下「水道使用者等」という)は、給水装置及びその他附属する設備、用具等は善良な注意を持って水が汚染し、又は漏水しないよう管理し、異常があるときは直ちに管理者に届出し、処理を講じること。

なお、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、所有者の負担で行うこと。

ただし、給水装置で次ぎの区間で漏水があったとき、管理者が修繕の必要を認めたとはい、その修繕に要する費用を管理者が負担することができる。

また、管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

- 1 直結直圧式の場合
配水支管から分岐したところから量水器までの間。
- 2 直結増圧式の場合
配水支管から分岐したところから乙止水栓までの間。
- 3 受水槽方式から直結直圧方式に改造する場合(各階、各戸に量水器設置の場合)
配水支管から分岐したところから乙止水栓までの間。
- 4 増圧給水設備を省略する場合
配水支管から分岐したところから乙止水栓までの間。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

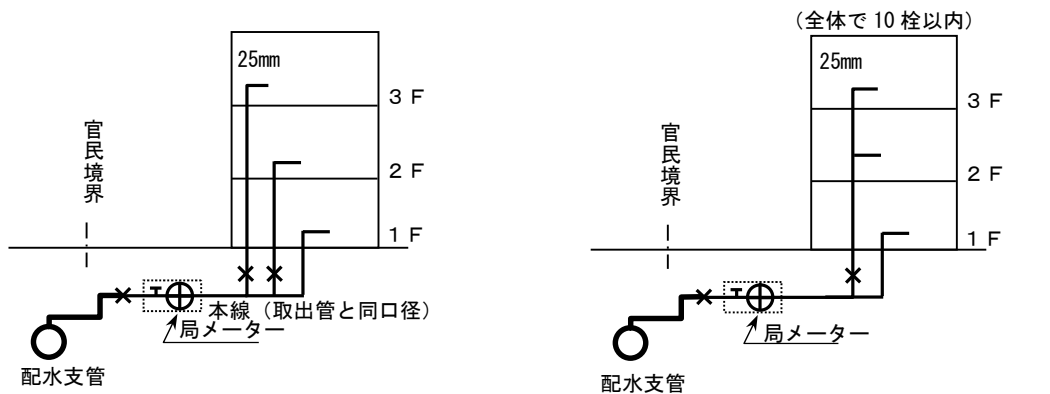
高崎市中高層直結給水及び増圧給水設計施工基準（平成 23 年 10 月 31 日高崎市上下水道事業管理者決裁）第 11 条の規程に基づき、次のとおり細則を定める。

1 3階建物の直結直圧式給水基準

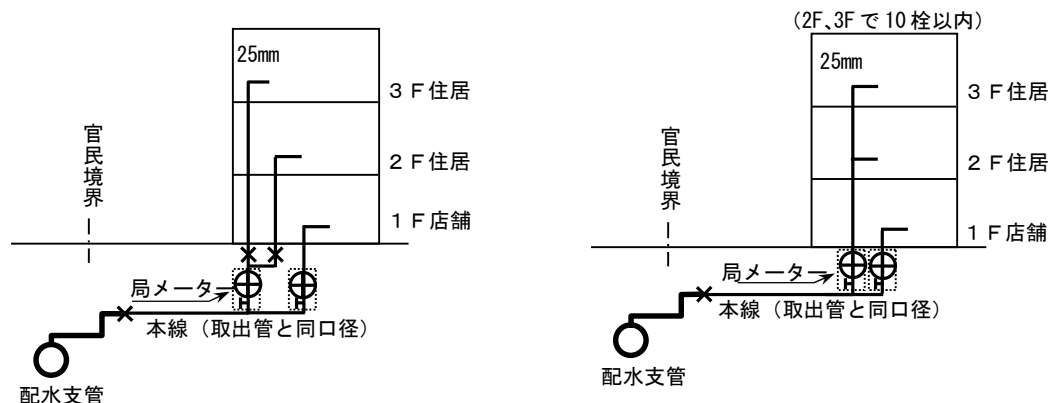
(1) 1戸建て専用住宅、1戸建て店舗等併用住宅の場合

項目	基準	
対象建物	1戸建て専用住宅	1戸建て店舗等併用住宅
給水管引込口径	口径 25 mm以上とする。	管径均等表等により決定する。
量水器の口径	口径 25 mmとする。	(住居) 口径 25 mmとする。 (店舗) 水栓数等による。
立上り管口径	量水器の口径と同口径とする。(3階への給水は原則単独配管)	
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね 1m以内とする。	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは3階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

ア 1戸建て専用住宅



イ 1戸建て店舗等併用住宅

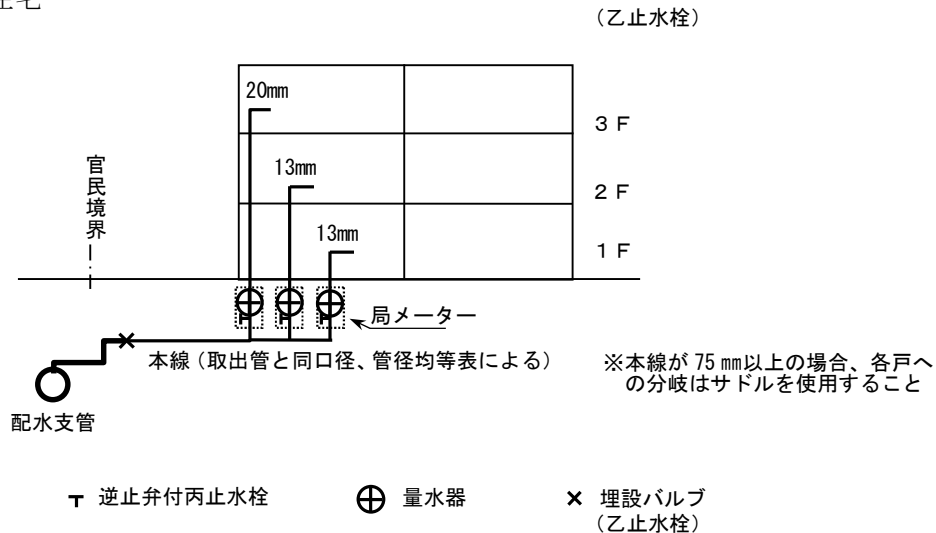


┘ 逆止弁付丙止水栓 ⊕ 量水器 × 埋設バルブ (乙止水栓)

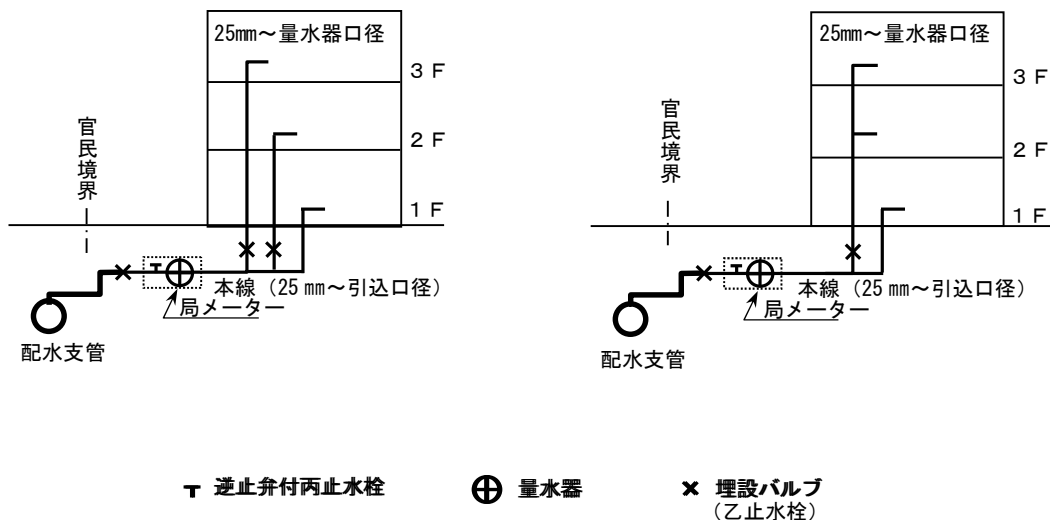
(2) 共同住宅、事務所・倉庫等の場合

項目	基準	
	集合住宅	事務所・倉庫等
対象建物	集合住宅	事務所・倉庫等
給水管引込口径	管径均等表等により決定する。	管径均等表等により決定する。 (ただし、50mmを上限とする)
量水器の口径	量水器口径決定表による。	口径25mm～引込口径とする。
立上り管口径	部屋別に単独配管とする。	口径25mm～量水器口径とする。
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね1m以内とする。 (複数の場合は引込本線の直近で地盤面とする。)	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは3階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

ア 共同住宅



イ 事務所・倉庫等

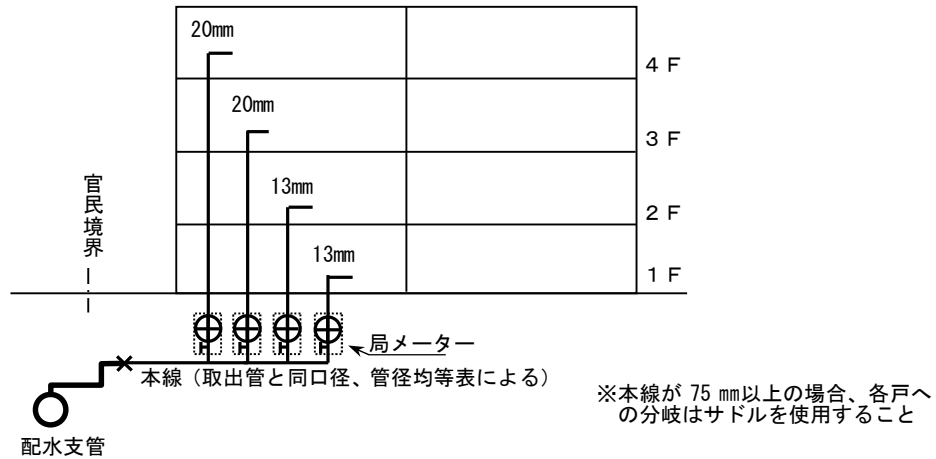


2 4階建物の直結直圧式給水基準

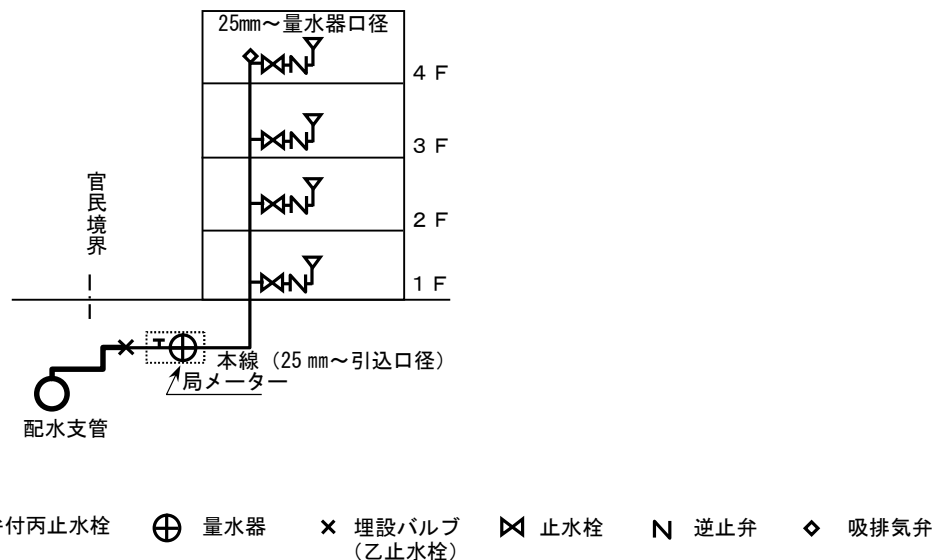
(1) 共同住宅、事務所・倉庫等の場合

項目	基準	
	集合住宅	事務所・倉庫等
対象建物	集合住宅	事務所・倉庫等
給水管引込口径	管径均等表等により決定する。	管径均等表等により決定する。 (ただし、50 mmを上限とする)
量水器の口径	量水器口径決定表による。	口径 25 mm～引込口径とする。
立上り管口径	部屋別に単独配管とする。	口径 25 mm～量水器口径とする。
量水器設置場所	現行の直結給水と同じ官民境界から概ね 1m以内とする。 (複数の場合は引込本線の直近で地盤面とする。)	
逆止弁の設置	逆止弁付丙止水栓をつける。(高崎市水道局指定)	
給水器具の使用制限	フラッシュ洗浄弁等 (特に水圧の必要なものは4階での使用を制限する。)	
協議方法	中高層建物直結給水協議書に必要書類を添付し協議する。(給水可否を確認)	

ア 共同住宅

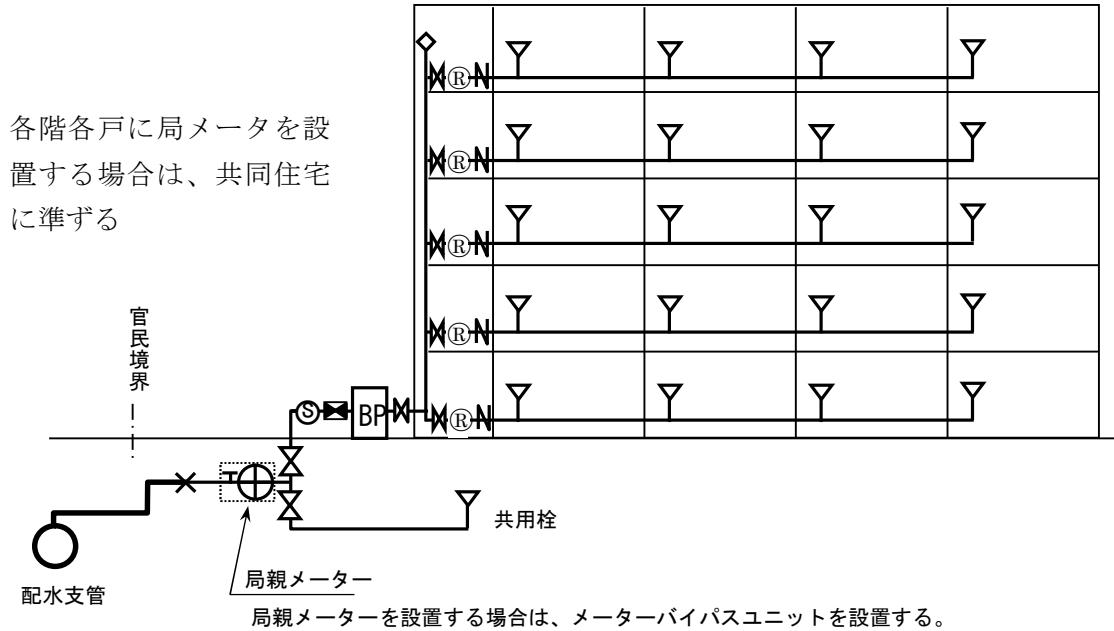


イ 事務所・倉庫等



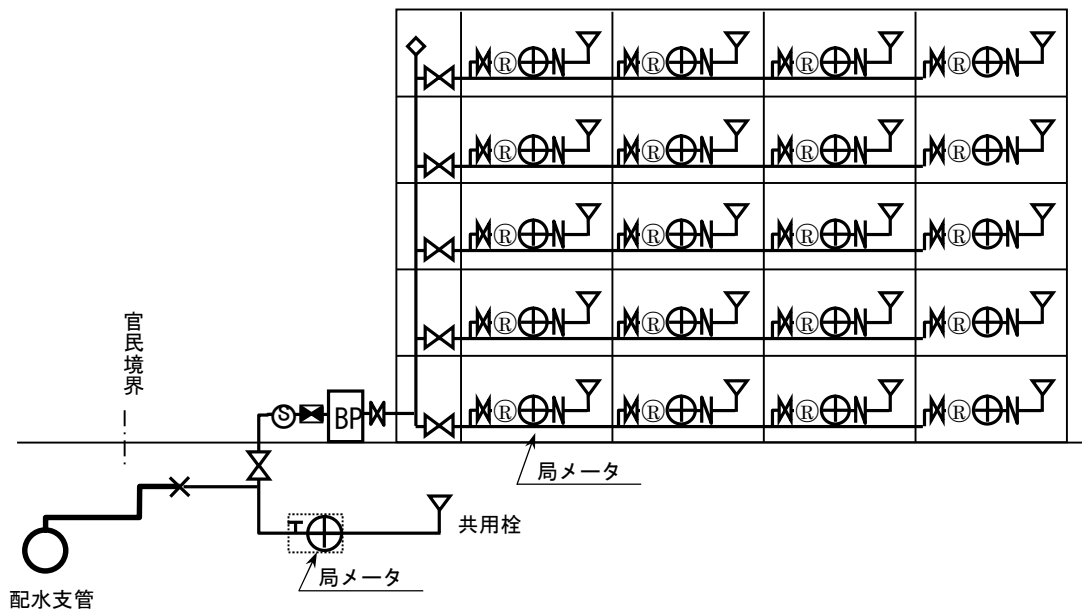
3 直結増圧給水設計施工基準参考図

(1) 事務所、独身寮等：直結増圧式（局親メーターによる場合）



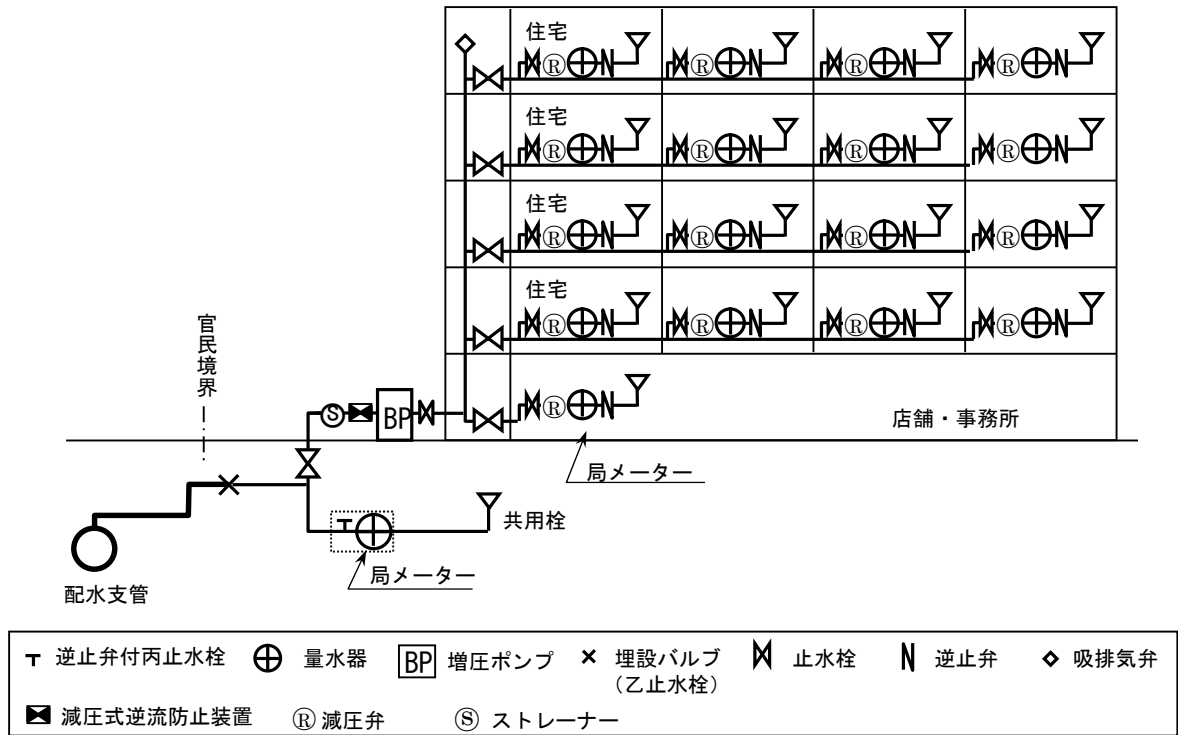
┐ 逆止弁付丙止水栓	⊕ 量水器	BP 増圧ポンプ	× 埋設バルブ (乙止水栓)	止 止水栓	N 逆止弁	◇ 吸排気弁
▣ 減圧式逆流防止装置	Ⓡ 減圧弁	Ⓢ ストレーナー				

(2) 共同住宅：直結増圧式（各階各戸局メーターによる場合）

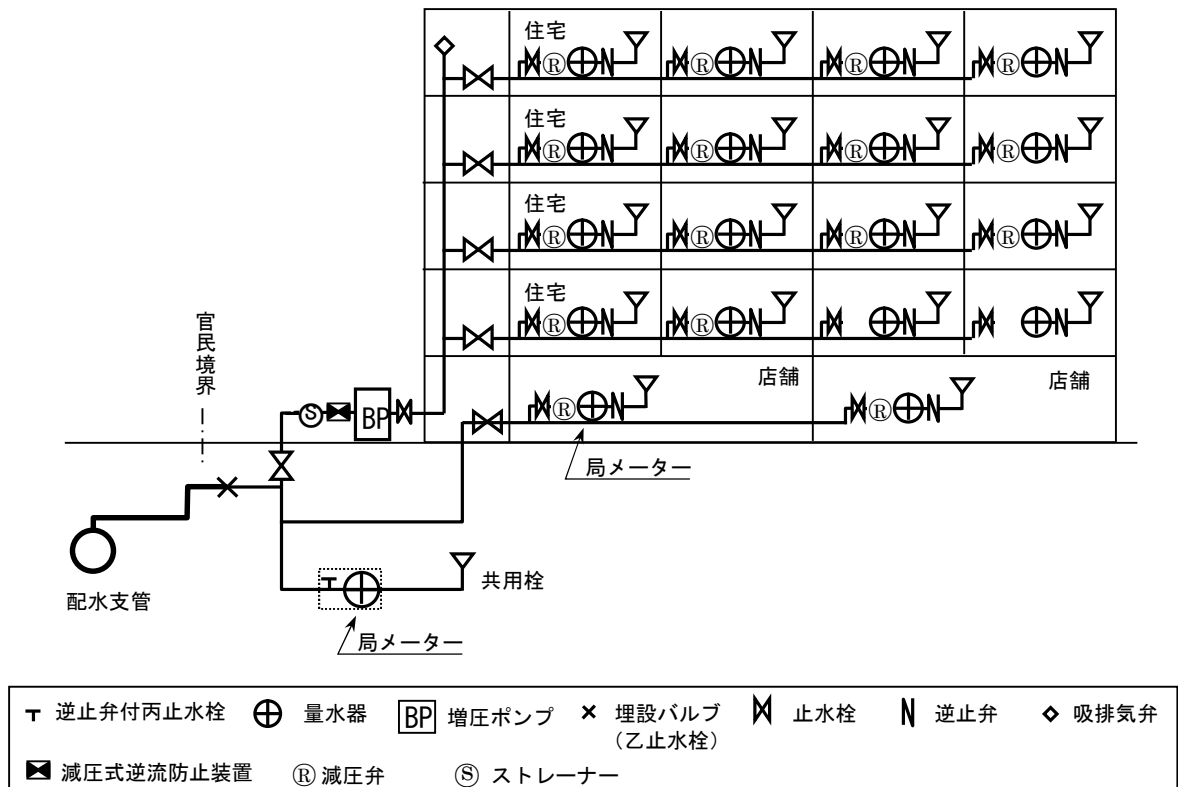


┐ 逆止弁付丙止水栓	⊕ 量水器	BP 増圧ポンプ	× 埋設バルブ (乙止水栓)	止 止水栓	N 逆止弁	◇ 吸排気弁
▣ 減圧式逆流防止装置	Ⓡ 減圧弁	Ⓢ ストレーナー				

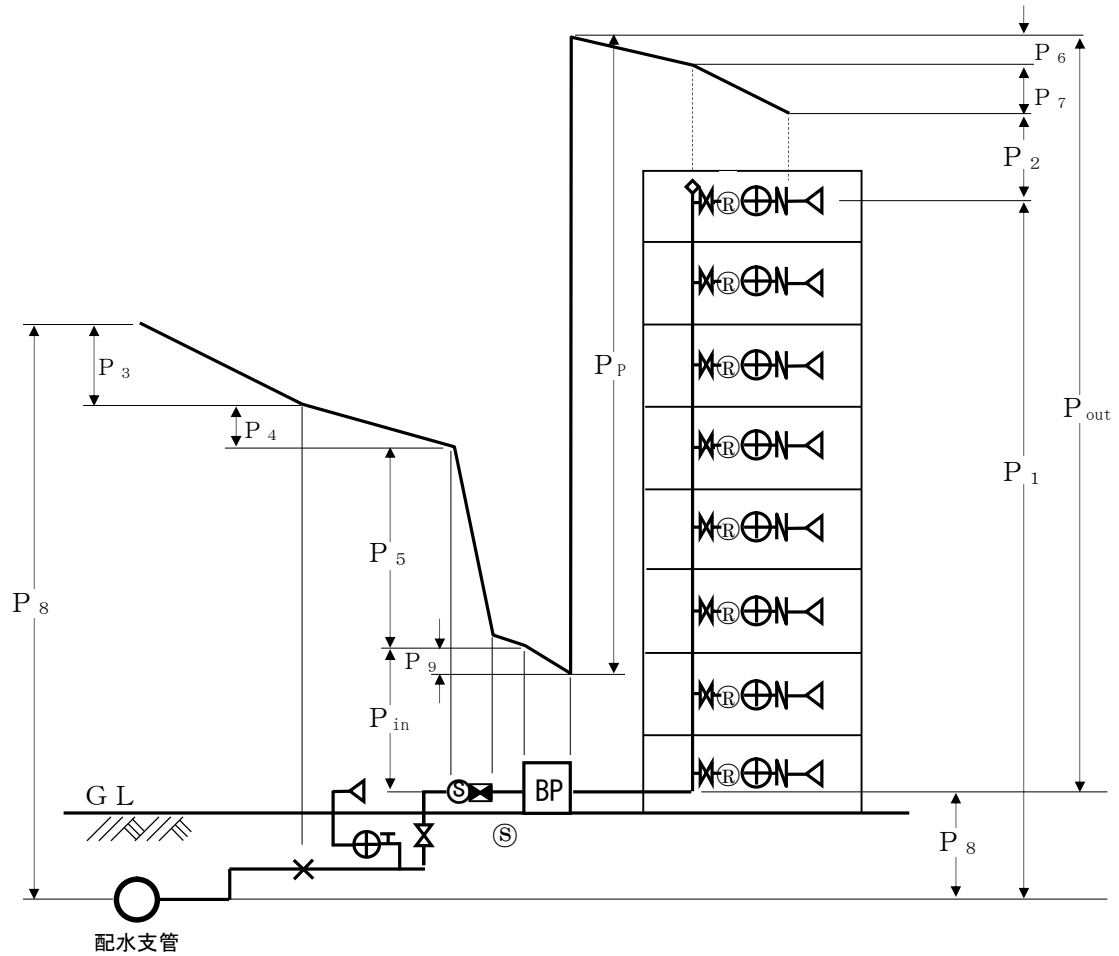
(3) 店舗・事務所併用住宅：直結増圧式（各戸局メーターの場合）



(4) 店舗・事務所併用住宅：直結直圧式、直結増圧式併用（各戸局メーターの場合）



<直結増圧式給水の動水勾配線図>



┐	逆止弁付丙止水栓	⊕	量水器	BP	増圧ポンプ	×	埋設バルブ (乙止水栓)	⊗	止水栓	N	逆止弁	◇	吸排気弁
⊠	減圧式逆流防止装置	Ⓜ	減圧弁	Ⓢ	ストレーナー								

- P_0 : 配水支管圧力【設計水圧 : 0.25MPa】
- P_1 : 配水支管と管末最高水栓の高低差
- P_2 : 最高管末給水栓における必要最小動水圧【0.05MPa】
- P_3 : 分岐から止水栓までの摩擦による圧力損失 (止水栓損失含む)
- P_4 : 止水栓下流から逆止弁上流までの摩擦による圧力損失
- P_5 : 逆止弁から増圧給水設備一次側までの圧力損失
- P_6 : 増圧設備二次側給水管 (主管) の摩擦による圧力損失
- P_7 : 主管 (分岐点) から (水道メーター、補助止水栓、逆止弁等の圧力損失含む) 末端給水栓までの圧力損失
- P_8 : 配水支管と増圧給水設備の高低差H
- P_9 : 増圧給水設備の圧力損失
- P_{in} : 増圧給水設備流入圧力
- $P_{in} = P_0 - (P_3 + P_4 + P_5 + P_8)$
- P_p : 増圧給水設備による増加圧力
- $P_p \geq (P_1 + P_2 + P_3 + P_4 + P_5 + P_6 + P_7) - P_0$
- P_{out} : 増圧給水設備流出圧力【吐出圧設定値】
- $P_{out} = P_2 + P_6 + P_7 + (P_1 - P_8)$
- P_L : 一次側圧力低下による停止圧力設定 [0.20MPa - (P₃ + P₄ + P₅ + P₈)]
- P_H : 一次側圧力低下による復帰圧力設定 [0.25MPa - (P₃ + P₄ + P₅ + P₈)]

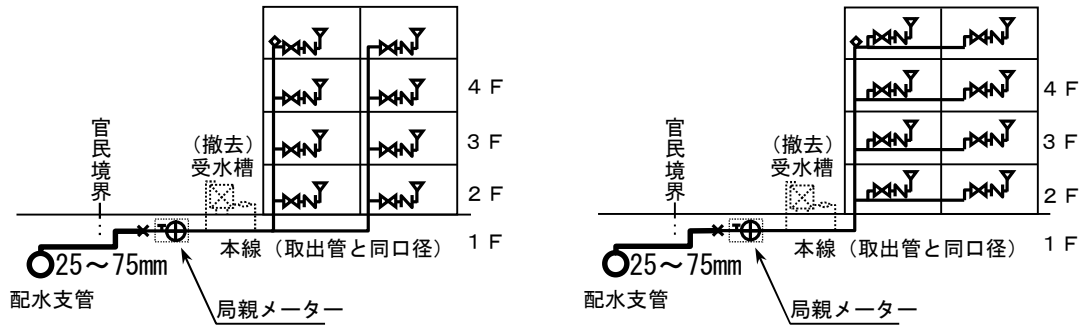
※取付器具その他の摩擦損失水頭とその直管換算長は、給水装置設計施工指針を参照するとともに、これに限らず各用具類の製造会社の資料等を参考にして決定してもよい。

4 既設建物の改造工事の特例（特例措置）

(1) 受水槽方式の3・4階までの建物を直結給水方式に改造する場合の例

ア 既設共同住宅の改造例：親メーター

各階各戸に局メーターを設置する場合は、共同住宅に準ずる

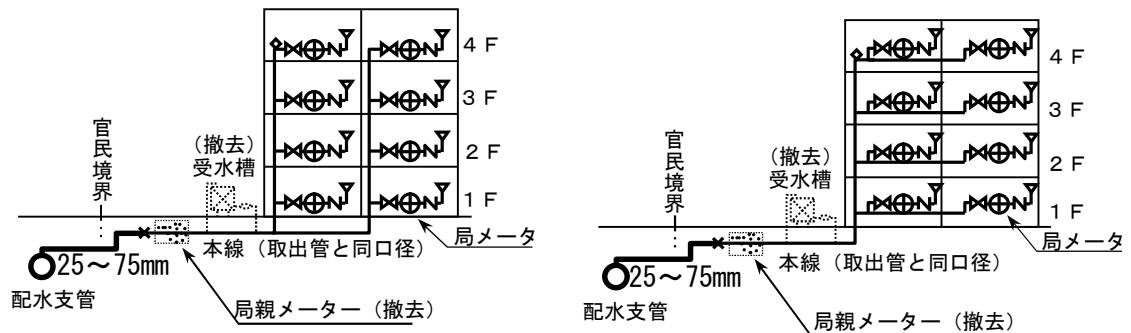


T 逆止弁付丙止水栓 ⊕ 量水器 × 埋設バルブ ✕ 止水栓 N 逆止弁 ◇ 吸排気弁
 (乙止水栓)

イ 既設共同住宅の改造例：各戸局メータ

(各戸にメータユニットがある場合に限る)

※直結給水に準じ、全戸分に相当する加入金を要す



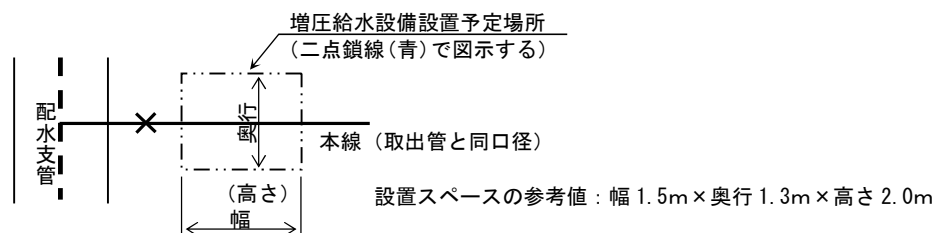
T 逆止弁付丙止水栓 ⊕ 量水器 × 埋設バルブ ✕ 止水栓 N 逆止弁 ◇ 吸排気弁
 (乙止水栓)

(2) 増圧給水設備設置の省略する場合

増圧給水設備を省略する場合は、増圧給水設備の設置場所を確保すること。

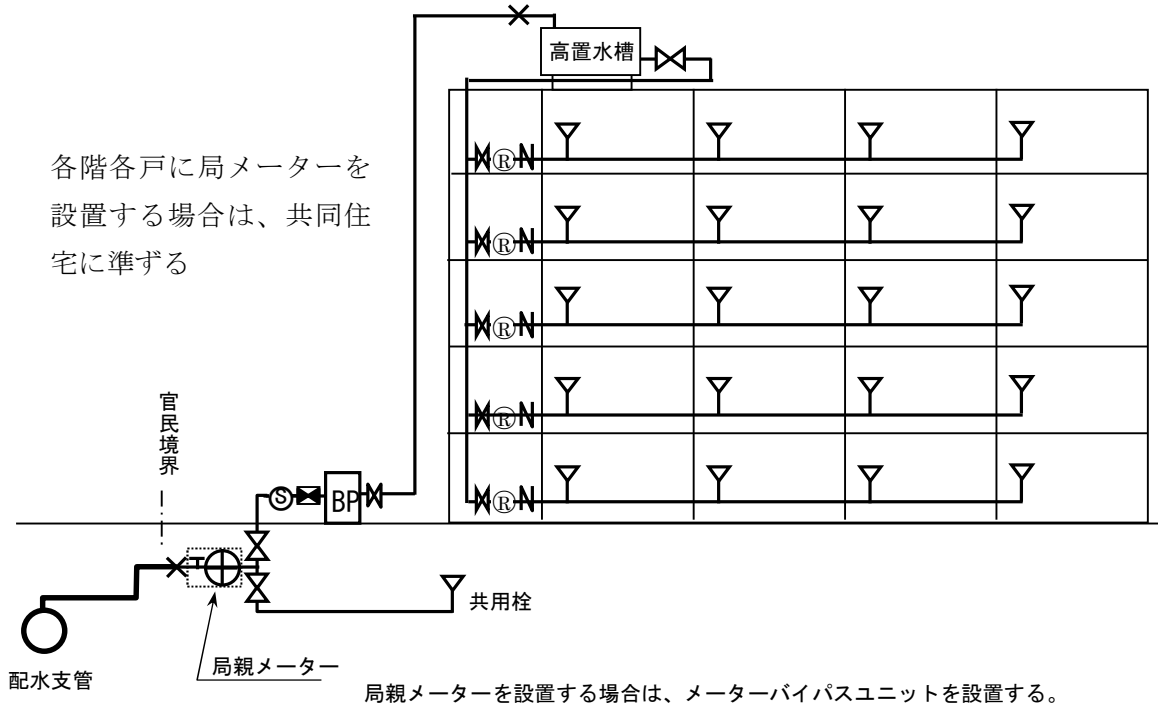
設置場所は、設備と点検等のスペースを考慮し、給水装置工事申込書の平面図に明記すること。

(参考)



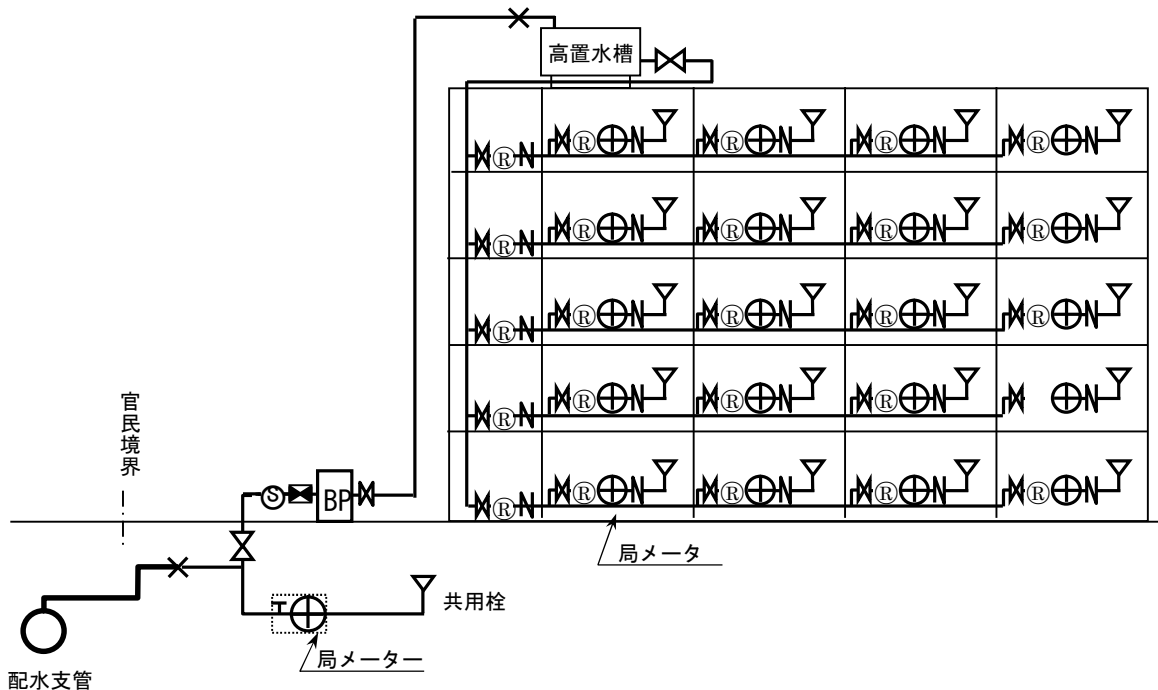
(3) 受水槽方式から高置水槽へ直結給水する場合の改造例（共同住宅の場合）
 (※建物の新築、高置水槽の新設工事は対象外)

ア 局親メーター設置の場合



┐	⊕	BP	×	⊘	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
▣	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

イ 各戸局メーター設置の場合



┐	⊕	BP	×	⊘	N	◇
逆止弁付丙止水栓	量水器	増圧ポンプ	埋設バルブ (乙止水栓)	止水栓	逆止弁	吸排気弁
▣	Ⓡ	Ⓢ				
減圧式逆流防止装置	減圧弁	ストレーナー				

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所

氏名又は名称

(TEL)

中層建物直結給水事前協議書

下記のとおり(3階・4階)直結給水の申込みをしたいので申請します。

記

給水装置工事場所	
給水方式	全直結給水 その他

建物概要

階数	
1戸建専用住宅	水栓数
1戸建店舗等兼用住宅	業種 店舗面積 水栓数
集合住宅	1階 戸、2階 戸、3階 戸、4階 戸、栓数(1戸当り)
事務所・倉庫等	業種 店舗面積 水栓数 瞬間最大使用水量 ℓ/s
分岐口径	配水支管 φ mm 給水管取り出し口径 φ mm
給水栓高さ	地盤から最高位給水器具まで m
添付図面等	案内図 平面図
指定工事事業者	
主任技術者	氏 名
水圧測定	年 月 日 時 (担当) 配水支管 最小 Mpa (kgf/cm ²) 敷地内 最小 Mpa (kgf/cm ²) 実測・換算

(あて先) 高崎市上下水道事業管理者

申込者住所
氏名又は名称
(TEL)

中高層建物直結増圧給水事前協議書

下記のとおり直結増圧給水の申込をしたいので申請します。

記

給水装置工事場所	高崎市 町 番地
給水方式	直結増圧給水 直結直圧式・増圧式併用 その他

建 物 概 要

階数	階建物
一戸建専用住宅	水栓数
1戸建店舗等兼用住宅	業種 店舗面積 水栓数
集合住宅	1階 戸、2階 戸、3階 戸、4階 戸、5階 戸 6階 戸、7階 戸、8階 戸、9階 戸、10階 戸 11階 戸、12階 戸 水栓数 (1戸当り) 階数、戸数、水栓数 (1戸当り)
事務所・倉庫等	業種 店舗面積 水栓数 瞬間最大使用量 ℓ/s
分岐口径	配水支管 φ mm 給水管取出口径 φ mm
給水栓位置	地盤から最高位給水器具まで m又は階数
添付図面等	案内図・給水計画平面図・給水配管図
指定給水工事事業者	
主任技術者	氏名
水圧測定	年 月 日 時 (担当) 配水支管 最小 Mpa 敷地内 最小 Mpa 実測・換算

様式第3号

直結増圧給水設備設置計画書	
年 月 日受付 工事施工業者名	
設置場所	高崎市 町 番地
申込者（設置主）	
建物種類及び階数	木造 鉄筋コンクリート その他 階数
給水管及び 量水器（親メーター）	給水管 mm 量水器（親メーター） mm ※増圧装置以下に局貸与メーターを設置する場合は親メーターは無し
増圧給水の仕様	メーカー名 型式 出力 全揚程 m 吐出量 m ³ /min
逆流防止装置	減圧式 複式
親メータ設置の有無	・有 ・なし
増圧給水以下量水器	・有（局貸与量水器） 個 ・有（私有量水器） 個 ・なし
完成年月日	年 月 日
管理責任者	
増 圧 装 置 配 管	構 造 図 ・ 系 統 図

様式第4号

受水槽方式の3・4階までの建物を直結給水方式に改造工事に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上水水道事業管理者

申込者(所有者)

住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

受水槽方式の3・4階までの建物を直結給水方式に改造する工事について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のようなことを理解し使用者に周知します。
 - ① 緊急工事、計量法に基づくメーター交換等において停電・故障などで断水及び濁水が生じる場合がある。
 - ② 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立入る許可を水道局に与えます。

なお、オートロック等、施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力をします。
- 2 水の出不足等給水に支障が生じても異議や苦情の申し立てをしません。

また、給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 3 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者(所有者)の責任で、使用者等に周知徹底し、速やかに対処し、水道局にその責めをおいませぬ。
- 4 既存建物の給水用具の劣化に伴う漏水や赤水等の発生などのトラブルは、配管替え等が必要になるため、所有者は建物の設計図書等で確認し責任を持って行い、水道局の指示に従います。
- 5 所有者および管理人を変更するときは、条件および承諾事項について責任を持って継承します。

増圧給水設備設置の省略に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上水水道事業管理者

申込者 (所有者)

住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

6階建て以下の建物を直結直圧式で新設、改造する場合の増圧給水設備設置の省略について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のようなことを理解し使用者に周知します。
 - ① 緊急工事、計量法に基づくメーター交換等において停電・故障などで断水及び濁水が生じる場合がある。
 - ② 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立入る許可を水道局に与えます。
なお、オートロック等、施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力をします。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、増圧給水設備が設置されていないことによる水の不足など、給水に支障が生じた場合にあっては、異議や苦情の申し立てはしません。
- 3 給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 4 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者(所有者)の責任で、使用者等に周知を行い速やかに対処し、水道局にその責めをおいしません。
- 5 既存建物の給水用具の劣化に伴う漏水や赤水等の発生などのトラブルは、配管替え等が必要になるため、所有者は建物の設計図書等で確認し責任を持って行い、水道局の指示に従います。
- 6 所有者および管理人を変更するときは、条件および承諾事項について責任を持って継承します。

様式第6号

既設建物における高置水槽への直結給水に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 高崎市上水水道事業管理者

申込者 (所有者)

住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

既設建物で、受水槽及び高置水槽を使用し、受水槽を経由せずに高置水槽まで直結増圧給水を行い、また、給水設備の配管を給水装置に切替える場合について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のようなことを理解し使用者に周知します。
 - ① 緊急工事、計量法に基づくメーター交換等において停電・故障などで断水及び濁水が生じる場合がある。
 - ② 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立入る許可を水道局に与えます。
なお、オートロック等、施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力をします。
- 2 配水支管の水圧が低下した場合でも、水の出不足など、給水に支障が生じた場合にあっても、異議や苦情の申し立てはしません。
- 3 給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 4 高置水槽以下の水質の保全並びに給水装置の修繕その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 5 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、使用者等に周知徹底し、速やかに対処し、水道局にその責めをおいしません。

- 6 所有者は増圧装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し対処いたします。
- 7 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。
- 8 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、水道局及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 9 既存建物の給水用具の劣化に伴う漏水や赤水等の発生などのトラブルは、配管替え等が必要になるため、所有者は建物の設計図書等で確認し責任を持って行い、水道局の指示に従います。なお、修繕を要する場合は所有者の責任で対処いたします。
- 10 所有者および管理人を変更するときは、条件および承諾事項について責任を持って継承します。

直結増圧給水設備に関する誓約書（新設・改造）

年 月 日

（あて先）高崎市上水水道事業管理者

申込者（所有者）

住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

建物における（新設・改造）直結増圧給水について、次のことを承諾し誓約いたします。

- 1 給水を申し込むにあたり、次のようなことを理解し使用者に周知します。
 - ① 緊急工事、計量法に基づくメーター交換等において停電・故障などで断水及び濁水が生じる場合がある。
 - ② 検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立入る許可を水道局に与えます。

なお、オートロック等、施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力をします。
- 2 給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、使用者等に周知徹底し、速やかに対処し、水道局にその責めをおいませぬ。

また、給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いませぬ。
- 3 直結増圧式給水措置以下の水質の保全並びに給水装置の修繕その他維持管理は、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いませぬ。
- 4 直結増圧給水装置の機能を適正に保つため専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。
- 5 所有者は増圧装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し対処いたします。

- 6 直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、水道局及び使用者に損害を与えた場合は責任を持って賠償いたします。
- 7 給水装置の修繕その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者は水道局にその責めを負いません。
- 8 既存建物に増圧装置を設置した場合に施設の劣化に伴い漏水や赤水等が発生したときは配管替え等が必要になるため、所有者は建物の設計図書等で確認し責任を持って行い、水道局の指示に従います。
- 9 所有者および管理人を変更するときは、条件および承諾事項について責任を持って継承します。
- 10 増圧給水装置の設置者（所有者）は使用者等に条件を周知徹底させ、増圧給水装置の起因によるトラブル等については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。

附則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 高崎市3階建て直結給水施工基準（平成12年上下水道事業管理者決裁）は、廃止する。
- 3 この基準は、平成21年7月1日から施行する。
- 4 高崎市中層建物(3階・4階)直結給水施工基準（平成21年7月1日施行）上下水道事業管理者決裁は廃止する。
- 5 この基準は、平成24年4月1日から施行する。